山口県営繕系工事完成図作成要領

山口県土木建築部建築指導課

（目的）

第１　本要領は、山口県土木建築部建築指導課が発注する営繕系工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び関連工事)の完成図における作成方法等について定める。

（完成図の形式等）

第２　完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現した全ての設計図（以下「竣工図」という。）とし、形式は、「製本図」、「黒表紙付図面(以下、「黒表紙」という)」、「電子媒体」とする。電子媒体の作成要領等は「工事完成図書の電子納品要領」、「電子納品に関する手引き【営繕系工事編】」による。

（製本図）

第３　(1) 製本図は、原図を複写し、竣工図として製本したものとする。

(2) 別途発注の関連工事がある場合、各工事単位で製本する。ただし、監督職員との協議により、１冊にまとめる場合はこの限りではない。

(3) 製本図の表紙及び背表紙には、「年度、工事名、工期、施工業者名」を表記する。

(4) 製本図は、竣工図をＡ２版に縮小し、いずれもレザック表紙（ラミネート仕上）とする。

(5) 提出部数は特記仕様書による。サイズ、紙質、部数等を変更する場合は、監督職員との協議による。

（黒表紙）

第４　(1) 黒表紙は、白焼き印刷した竣工図を綴ったものとする。

(2) 別途発注の関連工事がある場合、各工事単位で製本する。ただし、監督職員との協議により、１冊にまとめる場合はこの限りではない。

(3) 表紙及び背表紙の文字入れは以下（黒表紙のイメージ図）による。

(4) 黒表紙に同封する書類（検査済証、施工体系図等）は監督職員の指示による。

(5) 提出部数は、特記による。サイズ、紙質、部数等を変更する場合は、監督職員との協議による。

附　則

この要領は、令和５年５月１日から施行する。
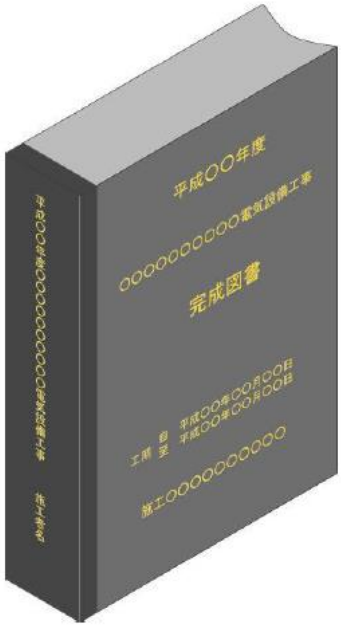
○黒表紙のイメージ図